

集団宿泊学習送迎バス等手配業務仕様書

1 目的

集団宿泊学習に参加する生徒等を、各中学校と香川県立屋島少年自然の家又は香川県立五色台少年自然センター（以下「施設」という。）の間を安全・確実に送迎するため、バス等の手配を円滑に行うことを目的とする。

2 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

3 委託業務内容

(1) バス等の手配

集団宿泊学習等に参加する生徒及び引率教員の各中学校と施設間の送迎時輸送のバス等の手配を確実に行う。

バス等の運行予定日は、別添1「集団宿泊学習等実施計画一覧表」のとおりとする。

なお、実際の運行は学校と受託者が最終確認した送迎計画に基づくものとする。

(2) 連絡調整

- ① 受託者は送迎計画に基づき、学校責任者、船会社等及び施設との連絡調整を行うこと。
- ② 受託者は、送迎計画書（申込書）（別添2）及び注意事項等（別添3）を各中学校に送り、注意事項等に従って学校の担当者と打合せ等を行い、送迎計画書（確認書）（別添4）により送迎計画を確認し、その最終結果を1週間前までに学校責任者及び施設に報告すること。
- ③ 受託者は、中学校が悪天候、感染症の対応により、出発日の前日16時までに運行計画の変更を通知した場合には、追加料金なく運行日時を調整すること。
- ④ 受託者は、道路状況等により、20分以上の遅延又は運行ルートの変更をしなければならない事情が生じた場合は、直ちに学校責任者、施設及び香川県に連絡し、適切な対応を行うこと。

(3) 緊急時の対応及び事故等の報告及び処理

- ① 受託者は、事故及び異常気象時等には適切な措置を行うこと。
- ② 受託者は、緊急連絡のため責任者の連絡先を香川県に報告すること。連絡先については、土曜日、日曜日及び祝日にも連絡可能なものとする。
- ③ 運行中に事故等があった場合は、受託者は直ちに責任をもって適切な措置を講じるとともに、速やかに処理内容等を書面で香川県に報告すること。

(4) その他

- ① 手配業務の責任は、全て受託者が負うものとする。
- ② バスは、出発の20分前までに学校（港の場合あり）又は施設に配車する。また、施設には9時に入所し、1泊2日の場合は15時30分、2泊3日及び3泊4日の場合は14時30分に退所することを原則とする。
但し、別添2により、原則と異なり入所又は退所時刻を変更する申込みがあった場合は、追加料金なく調整の協議に応じること。
- ③ 受託者の連絡先について、本業務遂行に必要な場合に限り、学校管理者等の関係機関に提供することを了承すること。
- ④ バスの運行費用、有料道路料金及び船便の旅客運賃は、受託者の負担とする。
- ⑤ バスの手配については、乗客に対する対人賠償（無制限）を含んだ自動車保険に加入しているバス会社に対して行うこと。
- ⑥ バスの乗車人数については、補助席は使用せず、正シートを一人ずつ使用するものとして計算すること。なお、使用する車輛には、特に制限は設けない。
- ⑦ 別途車両の使用（福祉車両等）希望があった場合は県との協議に応じること。
- ⑧ 上記3（2）③以外の事情のため、「集団宿泊学習等実施計画一覧表」の日程が変更（例：2泊3日が1泊2日に変更等のほか、日程延期の場合も含む）となり、県から日程変更の通

知を受けた場合には、県との協議に応じること。

- ⑨ 入札金額積算内訳書に記載する学校ごとの費用はバスの運行費用、有料道路料金及び船便の旅客運賃を含んだものとする。
- ⑩ 入札金額積算内訳書に記載する学校ごとの費用の内、バスの運行費用については、一般貸切旅客自動車運送事業者が地方運輸局に届け出た運賃・料金を基に積算すること。
- ⑪ 学校の都合により運行予定日の前日16時までに中止となった場合は、入札金額積算内訳書に記載した当該学校に係る金額の全額を減額すること。
- ⑫ 本仕様書に定めのない事項については、別途、委託者と協議のうえ、決定すること。